

2025年6月12日

株主各位

東京都新宿区東五軒町6番24号

株式会社トーハン

代表取締役社長 川上 浩 明

招集ご通知

第78回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

ご出席の際は、本招集ご通知に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、書面（郵送）によって議決権を行使できますので、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、総会日前日の営業時間終了時までにご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都文京区関口二丁目10番8号
ホテル椿山荘東京 バンケット棟1階「胡蝶」

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第78期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、
計算書類報告の件
 - 第78期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

提供書面のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表は、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにて修正後の内容を掲載させていただきます。

なお、定時株主総会終了後にご送付してまいりました「定時株主総会決議ご通知」は、本年度より郵送によるご提供を廃止し、当社ウェブサイトに掲載することにより、決議の結果をご案内させていただきます。

加えて、決議ご通知とともにご送付してまいりました「報告書」は、定時株主総会招集ご通知と内容が重複していることから、廃止させていただきます。

《当社ウェブサイト》
<https://www.tohan.jp/company/ir/>



株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
当社の事業内容の拡大に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。
2. 変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。 1. (条文記載省略) 2. 音楽・映像ソフト、ゲームソフト、玩具、雑貨類、事務用品、教育用品、音楽用品、視聴覚機器、什器備品およびこれらの古物の取次販売、賃貸および輸出入、ならびにこれらに関連する物流業務。 3. ～ 23. (条文記載省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. (現行どおり) 2. 音楽・映像ソフト、ゲームソフト、玩具、雑貨類、事務用品、教育用品、音楽用品、視聴覚機器、什器備品、<u>その他の物品等</u>およびこれらの古物の取次販売、<u>販売</u>、賃貸および輸出入、ならびにこれらに関連する物流業務。 3. ～ 23. (現行どおり)

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役全員（9名）は、任期満了となります。また、取締役赤尾文夫氏は、2025年4月1日に逝去されました。つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	こん どう とし たか 近 藤 敏 貴 (1961年5月12日生)	1986年4月 当社入社 2001年6月 当社執行役員 2006年6月 当社取締役 2007年4月 当社常務取締役 2009年6月 当社専務取締役 2010年6月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社代表取締役副社長 2018年6月 当社代表取締役社長 2024年6月 当社代表取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] 日本図書普及株式会社取締役 株式会社東京堂社外取締役 一般財団法人出版文化産業振興財団理事長	41,000株
2	かわ かみ ひろ あき 川 上 浩 明 (1960年2月27日生)	1983年4月 当社入社 2003年6月 当社執行役員 2004年6月 当社常勤監査役 2006年6月 当社取締役 2007年4月 当社常務取締役 2011年6月 当社専務取締役 2018年6月 当社代表取締役副社長 社長補佐 2023年4月 取次事業本部長（現任） 2024年6月 当社代表取締役社長（現任）	27,000株
3	た なか みき ひろ 田 仲 幹 弘 (1964年3月8日生)	1987年4月 当社入社 2011年6月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役 2015年6月 当社常務取締役 2017年6月 当社専務取締役 2018年6月 当社取締役副社長 2023年4月 情報・物流イノベーション事業本部長（現任） 2023年6月 当社取締役（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社九州雑誌センター代表取締役	17,000株

番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	お の せい き 小 野 晴 輝 (1964年1月21日生)	1987年 4 月 当社入社 2007年 6 月 当社執行役員 2013年 6 月 当社取締役 2015年 6 月 当社常務取締役 2018年 6 月 当社専務取締役 2023年 4 月 海外事業本部長（現任） 2023年 6 月 当社取締役（現任）	22,000株
5	まつ もと とし ゆき 松 本 俊 之 (1962年5月6日生)	1985年 4 月 株式会社三和銀行入社 （現社名・株式会社三菱UFJ銀行） 2015年 2 月 当社入社 2015年 6 月 当社上席執行役員 2016年 6 月 当社常務取締役 2018年 6 月 当社専務取締役 2023年 4 月 不動産事業本部長（現任） 財務特命担当（現任） 2023年 6 月 当社取締役（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社明文堂プランナー社外取締役	5,000株
6	おお にし よし ふみ 大 西 良 文 (1967年4月24日生)	1990年 4 月 当社入社 2012年 6 月 当社執行役員 2016年 6 月 当社取締役 2018年 6 月 当社常務取締役 2023年 4 月 経営管理本部長兼関連事業本部長（現任） 2023年 6 月 当社取締役（現任）	5,000株
7	ほり うち よう いち 堀 内 洋 一 (1967年8月26日生)	1990年 4 月 当社入社 2015年 6 月 当社執行役員 2017年 6 月 当社取締役 2021年 6 月 当社常務取締役 2023年 4 月 書店事業本部長（現任） 2023年 6 月 当社取締役（現任） 2025年 4 月 取次事業本部副本部長 営業部門（各支社）担当（現任）	9,000株

番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	さいとう たかし 齊藤 貴 (1970年10月18日生)	1994年4月 当社入社 2016年6月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役 2022年6月 当社常務取締役 2023年4月 コンテンツ事業本部長(現任) 取次事業本部 図書館部門担当(現任) 2023年6月 当社取締役(現任) 2024年4月 取次事業本部 CVS部門担当(現任) 2025年4月 取次事業本部副本部長 仕入部門兼統括部門担当(現任)	6,000株
9 新任	わたなべ ひろゆき 渡部 弘之 (1973年3月16日生)	1996年4月 当社入社 2020年6月 当社執行役員 2023年4月 経営管理本部 経営企画部長(現任) 2025年4月 海外新規ビジネス推進室長(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社明文堂プランナー社外取締役 株式会社トップカルチャー社外取締役	2,000株
10	しば の きょうこ 柴野 京子 (1962年6月7日生)	1985年4月 当社入社 2011年1月 東京大学大学院博士課程単位取得満期退学 2012年4月 上智大学文学部新聞学科助教 2015年4月 上智大学文学部新聞学科准教授 2021年6月 当社社外取締役(現任) 2022年4月 上智大学文学部新聞学科教授(現任) [重要な兼職の状況] 一般社団法人出版者著作権管理機構理事 日本出版学会理事 国立国会図書館納本制度審議会委員	なし

(注) 1. 柴野京子氏は、社外取締役候補者であります。

2. 柴野京子氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、同氏の出版を中心としたメディア産業、流通を研究する専門家としての豊富な知識ならびに見識を当社の経営に活かすとともに、業務執行を行う他の取締役とは独立した見地からの確かな助言を得ることにより、当社の経営体制をさらに強化するためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験を有していませんが、上記の理由により、社外取締役の職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
3. 柴野京子氏につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は喜田京子です。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役谷川直人氏は辞任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
さいとう ゆ き こ 齊藤 有希子 (1969年1月14日生)	1991年 4 月 当社入社 2023年 4 月 経理部部长（現任）	なし

- (注) 1. 齊藤有希子氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

事業報告

（ 2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで ）

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

●出版業界の動向と当社グループの業績

2024年の出版市場は、紙媒体は書籍・雑誌・コミックいずれもマイナス成長となり、販売金額は1兆56億円となりました。また、電子媒体との合計でも3年連続の前年割れとなっております。

紙媒体の販売金額は1996年をピークに減少を続け、なかでも雑誌市場の縮小幅は大きく、雑誌流通を基盤としてきた我が国の出版サプライチェーンは、抜本的な構造改革が求められております。

また、書店の廃業店舗数は依然として高止まりしており、今や全国市区町村の約3割は書店が1店舗もない無書店自治体となっております。

このような状況を背景として、当社グループは2024年度から開始した中期経営計画「BEYOND」に基づき、「本業改革」「事業領域の拡大」に向けた取り組みを進めております。

新たな中期経営計画「BEYOND」の計画達成に向けて、初年度にあたる当期は本業である出版流通事業を中心に、新たな事業への取り組みを進めてまいりました。また、業務の効率化やグループ組織再編等によるコスト見直しも進めてまいりました。

その結果、当期の連結経営成績は売上高3,947.2億円、41.0億円の減収、営業利益9.6億円、経常利益15.3億円です。いずれも前年より減少した一方、親会社株主に帰属する当期純利益は18.7億円と、4.2億円の増益となりました。

なお、特別利益18.9億円の主な要因は、所有不動産の売却による固定資産売却益であり、特別損失11.3億円の主な要因は、書店事業子会社の固定資産除却損及び減損損失です。

また、連結に含まれる当社単体損益は、売上高3,602.6億円、74.6億円の減収、経常利益8.7億円で増益となりましたが、当期純利益は9.0億円で減益となりました。

事業部門別の概況は、次の通りです。

出版流通事業は、厳しい市場環境の中、依然として物流関連コストが上昇した結果、経常損失14.6億円となりました。

一方、不動産事業は経常利益18.1億円と計画通りの結果となりました。

書店事業子会社は、引き続き、厳しい環境が続いておりますが、不採算店舗の撤退を進めるとともに、コスト削減に取り組み、経常損益ベースでは前期に対して2.0億円改善したものの、経常損失0.5億円となりました。

物流事業子会社は、業務効率化を進めてきましたが、コスト上昇の影響を受けて経常利益は0.7億円、前期に比べて0.1億円の減益となりました。

その他事業子会社では、経常利益12.5億円、前期に比べて1.2億円の増益となりました。新たに連結子会社化した日本出版貿易株式会社に加えて、株式会社デルフォニックスや株式会社マリモクラフトも、グループ業績に大きく寄与いたしました。

その他、持分法投資損益で、経常損失1.6億円となりました。

1. 「本業改革」に向けた取り組み

本業と位置付ける出版取次事業では、持続可能な出版流通ネットワークの再構築を推進しております。

コンビニエンスストア（以下、CVS）における販売及びCVS店舗への配送は、雑誌市場及び出版輸配送のルート構築において欠かすことのできない、極めて重要な基盤であります。日本出版販売株式会社が大手CVS法人への雑誌配送から撤退するという表明を受け、当社では当該取引を引き継ぐ対応を進めてまいりました。豊かな読書環境の創出には、全国のリアル店舗を結ぶ出版流通ネットワークの存続が不可欠であり、その維持継続に努めることは社会の公器たる企業として、当社グループの責務であると考えております。

当社は、新たに引き受けるCVS店舗約2万店舗への配送を行うため、物流再配置を実施し、取引にかかわる諸条件についても協議のもと、見直しを図りました。商流は2025年3月1日から、物流は川口センターにて2025年3月から夏にかけて段階的に移管していく計画で進めております。

書店マーケットにおいては、情報ネットワークの活用を推進し、店舗運営の更なる効率化に貢献してまいります。読者・書店ニーズの「マーケットイン型出版流通」の起点となる近刊情報提供および事前受注のプラットフォーム「en CONTACT」の普及拡大に努めてまいりました。併せて、受発注管理システム「TONETS V」をフルリニューアルし、更なる利便性向上を実現いたしました。

書店店頭においては、収益改善につながる異業種商材のポップアップ催事や、異業種FC出店の斡旋など、施策の選択肢を一層拡大いたしました。

また、書店の新規出店のハードルを下げる取り組みとして、2024年10月より小規模取引の開業パッケージ「HONYAL」を開始いたしました。無書店エリアの解消、地方創生につながるものとして、自治体連携も進めるべく取り組んでおります。

加えて、出版市場の活性化に繋がる出版取次事業を基盤とした新事業への挑戦も進めてまいりました。

魅力あるコンテンツの創出に向けて、2つのコミックレーベルを設立いたしました。電子

コミックを始めとして当社自らがIPホルダーとなるコンテンツの刊行点数を拡大し、紙媒体での出版やメディアミックスの展開を進めてまいります。

また、株式会社テラーノベルと共同で、スマートフォン向けショートドラマの制作事業を開始いたしました。小説共有プラットフォーム「テラーノベル」掲載作品を映像化し、web配信いたします。今後はコミカライズなども視野に、制作点数の拡大を進めてまいります。

海外版權仲介事業においては、国内出版社の海外進出を支援するとともに、版權仲介のシェア拡大を図るべく、エージェント業務の管理システム「TORAS」を2024年11月にリリースいたしました。

海外からのオファーや契約内容、進行状況、販売実績等を一元管理できるシステムで、既に国内337社、海外141社の出版社様にIDをお渡しし、広くご利用いただいております。

2. 「事業領域の拡大」に向けた取り組み

本業を支える収益事業として、不動産事業は堅調に推移しております。最大資産である旧本社跡地においてはオフィス棟が竣工となり、続いて住宅棟の竣工も予定しております。

グループ企業では、キャラクターグッズの企画開発・卸売を手掛ける株式会社マリモクラフトが人気キャラクターコンテンツとのコラボレーション力を活かし、順調に業績を拡大しております。

2024年10月には、当社グループの海外市場における売上規模の拡大をはかるべく、日本出版貿易株式会社を連結子会社化いたしました。

なお、当期の期末配当金につきましては、2025年5月30日開催の取締役会において、一株5円と決議させていただきました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中における設備投資の総額は10,815百万円で、その主なものは建物であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

●出版業界の見通しと当社グループの方針

社会を取り巻く経済動向としては、米国の関税引き上げの影響や、資源価格の高騰に伴う物価上昇が今後も継続するものと見られております。

そのような情勢下、当社グループは、リーディングカンパニーとしての責任を果たすべく、出版取次事業の改革並びに出版サプライチェーン全体の最適化を推進いたします。

加えて、業界団体である出版文化産業振興財団（JPIC）と連携し、秋の読書推進イベント「BOOK MEETS NEXT」や、経済産業省の「書店振興プロジェクト」への協力、支援を行ってまいります。

●中期経営計画「BEYOND」基本方針①本業改革

2024年度から新たな3カ年計画「BEYOND」を打ち出し、取り組みを進めております。「REBORN」で構想を示し、具現化に取り組んできたマーケットイン型出版流通を、「BEYOND」では「シン・出版流通モデル」へと進化させ、その実現に向け、輸配送や情報インフラ、取引構造までを含めた抜本的構造改革に取り組んでまいります。

持続可能な流通の構築に向けて、改革を推進する「サステナブル・ロジスティクス開発室」を新設いたしました。

高騰する運賃の対策のために、地域の営業部門とともに輸送会社と協議しながら配送コースの集約や輸送手段の見直しも模索してまいります。

また、運賃の高騰は書店の返品運賃にも波及しており、書店経営の支援を目的とした雑誌返品の現地古紙化を推進してまいります。

このたびのCVS取引の引き受けによって、我が国の雑誌流通の約7割を当社グループが担うことになります。出版流通の基盤である雑誌流通を維持するためにも、CVSにおける売上の維持拡大につながる商品の開発やキャンペーン展開に一層注力し、出版物の売場を確保することで、販売拠点としての価値向上と収益確保を図ってまいります。

CVS商品の開発により培ったノウハウを活かした、書店や海外市場に向けた商品の開発も視野に入れ、当社グループの販売チャネルを活かした多角的な展開を行ってまいります。

書店営業部門においては、顧客サービスを向上させるべく組織の再編を行いました。コンタクトセンターの新設によって、受発注や配本に関わる業務を集約し、営業サポート体制を整備いたします。

これによって、営業部門は書店の収益改善や店頭活性化につながる施策に、より一層注力するとともに、担当地域の輸送課題の解決、自治体連携の取り組みなどにも枠を広げ、書店マーケットの拡大に取り組んでまいります。

また、小型書店の開業をサポートする小規模取引の開業パッケージ「HONYAL」を拡大し、書店の新規出店を推進することで、失われつつある人と本とのタッチポイントを再生してまいります。

開業のハードルが大きく下がったことによって、特色のある書店を個人が開業するケースが相次いでおります。また、無書店自治体をはじめとする地方自治体や地元企業と連携した出店を広げていくことで、地方創生と書店マーケットの維持・拡大を図ってまいります。

持続可能な出版流通モデルの実現は、業界が直面している多くの課題の解決と結び付いており、問題意識を同じくする業界各社と連携して取り組んでまいります。新刊事前受注を可能とするマーケットイン型出版流通を拡大するとともに、小ロット印刷の生産体制を整備

し、市場ニーズに合わせた適時適量出荷を推進することで、出版サプライチェーンの改革を進めます。

また、業界三者の適正な利益配分について、取引先各社との交渉を進めるとともに、自社物流施設の再編や物流協業によって輸送の効率化を図ります。

当社グループは改革を牽引する立場として、業界団体や各企業との連携をもとに各種の取り組みを進めてまいります。

●中期経営計画「BEYOND」基本方針②事業領域の拡大

当社グループは、本業に大きく偏った事業構成から脱却すべく、新たな事業領域への参入と事業規模拡大に取り組んでおります。

株式会社マリモクラフトを中心に展開しているキャラクタービジネスは高い収益性に加えて、海外市場での展開も含めて成長余力が大きいことから、更なる事業拡大を推進いたします。

海外市場における販路は、日本出版貿易株式会社との連携を活かして、拡大を加速してまいります。また、フランスJAPAN EXPOに加え、世界各国で開催されるイベントへの出展を積極的に行い、現地での販売とマーケティングを進めます。加えて、サウジアラビアへのセレクトショップ出店も計画しており、現地代理店との連携のもとで新規販路開拓に挑戦してまいります。

不動産事業では、引き続き保有資産の運用効率最大化を推し進めます。旧本社跡地に竣工したオフィス棟は2025年度中の満室稼働が決定しており、今期竣工予定の住宅棟とともに収益化を進めます。引き続き保有不動産の活用を進めるとともに、収益物件の新規取得や組み換え、不動産を軸とした新事業の推進等、当社グループの経営基盤を支える重要な収益事業として更なる拡大に注力いたします。

また、本業とのシナジー創出や、キャラクタービジネスの拡大につながるM&Aを推し進めるとともに、新規事業開発に取り組んでまいります。

中期経営計画「BEYOND」の3カ年は、我が国の出版流通と書店文化を未来へ繋げていくための重要な改革期です。書店経営が持続可能な環境の実現と、多様性に富んだ我が国の豊かな読書環境の更なる発展に向けて、これまで以上に努めてまいります。

株主様並びにお取引先の皆様には、これまで賜ってまいりました長年のお引き立てに深く感謝申し上げますとともに、今後とも格別のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

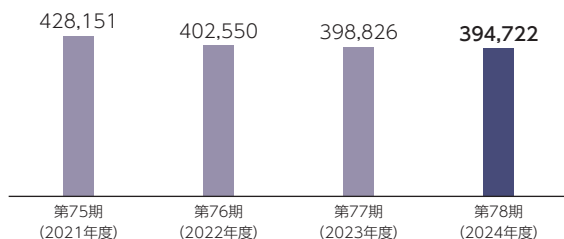
(5) 財産および損益の状況の推移

①当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第75期 (2021年度)	第76期 (2022年度)	第77期 (2023年度)	第78期 (当期) (2024年度)
売上高 (百万円)	428,151	402,550	398,826	394,722
経常利益 (百万円)	1,177	351	1,881	1,532
親会社株主に帰属する 当期純利益 または当期純損失 (△) (百万円)	△1,648	312	1,450	1,871
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	△23.48	4.44	20.65	26.66
総資産 (百万円)	349,617	347,607	364,720	353,981
純資産 (百万円)	99,351	99,014	101,125	104,030
1株当たり純資産額 (円)	1,405.33	1,401.01	1,431.98	1,461.08

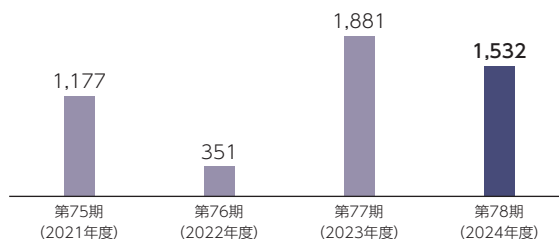
売上高

(単位：百万円)



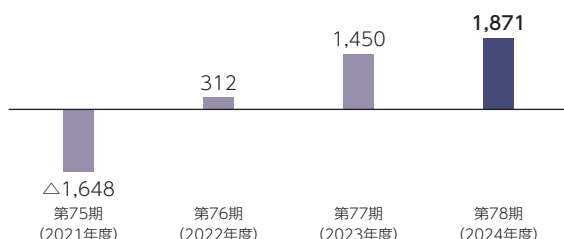
経常利益

(単位：百万円)



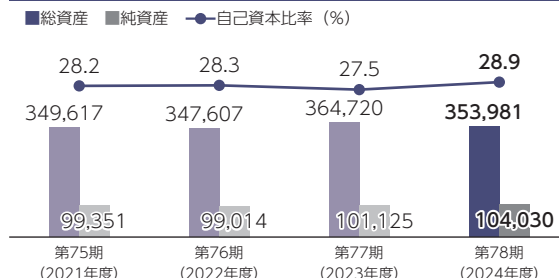
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失 (△)

(単位：百万円)



総資産/純資産

(単位：百万円)

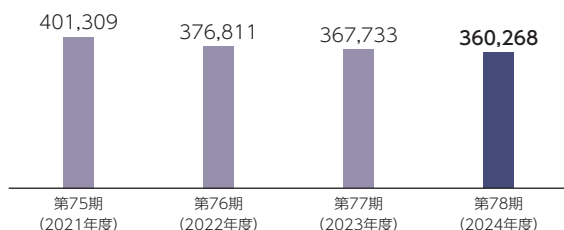


②当社の財産および損益の推移

区 分	第75期 (2021年度)	第76期 (2022年度)	第77期 (2023年度)	第78期 (当期) (2024年度)
売上高 (百万円)	401,309	376,811	367,733	360,268
経常利益 (百万円)	836	607	867	874
当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円)	△1,729	823	1,415	901
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	△24.59	11.70	20.11	12.82
総資産 (百万円)	326,531	323,996	335,412	318,485
純資産 (百万円)	96,924	96,976	93,005	93,743
1株当たり純資産額 (円)	1,376.44	1,377.89	1,321.89	1,332.59

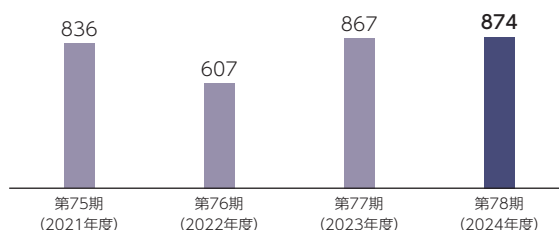
売上高

(単位：百万円)



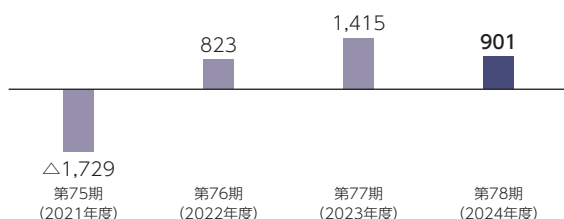
経常利益

(単位：百万円)



当期純利益または当期純損失 (△)

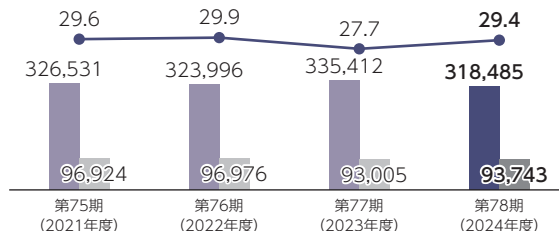
(単位：百万円)



総資産/純資産

(単位：百万円)

■総資産 ■純資産 ●自己資本比率 (%)



(6) 重要な子会社の状況等

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	議 決 権 比 率 %	主要な事業内容
株式会社トーハンロジテックス	90	100.0	貨物自動車運送・出版物等の検品・仕分梱包・配送業務
株式会社ティー・アンド・ジー	100	※55.6	CD・DVDレンタルフランチャイズ事業
東販リーシング株式会社	100	100.0	リース・金融事業
株式会社トーハン・コンピュータ・サービス	50	100.0	情報処理サービス・ソフトウェア企画・開発・設計
株式会社トーハン・メディア・ウェイブ	50	※100.0	CD・DVD及び書店用品等卸売
株式会社ブックライナー	100	100.0	書籍・雑誌その他出版物の注文販売
株式会社トーハン・メディア・ホールディングス	91	100.0	株式会社ティー・アンド・ジー及び株式会社トーハン・メディア・ウェイブ等の持株会社
株式会社スーパーブックス	1	※100.0	書籍・雑誌その他出版物及びCD・DVD等の販売
株式会社明屋書店	30	※91.1	書籍・雑誌その他出版物及びCD・DVD等の販売、書店フランチャイズ事業
株式会社ブックファースト	10	※100.0	書籍・雑誌・文具等の販売
株式会社文真堂書店	10	※100.0	書籍・雑誌その他出版物及びCD・DVD等の販売
株式会社岩瀬書店	10	※100.0	書籍・雑誌・文具等の販売
株式会社ティーブックセラーズ	20	※100.0	書籍・雑誌・文具等の販売
株式会社メディア・パル	10	100.0	出版業

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社トーハン・コンサルティング	30	100.0	人材派遣・教育研修
株式会社きんぶん図書	100	※93.5	書籍・雑誌等の取次販売
協和出版販売株式会社	50	100.0	書籍・雑誌等の取次販売
株式会社デルフォニックス	10	67.0	デザイン文具等の企画開発・販売
株式会社マリモクラフト	24	100.0	キャラクター雑貨等の企画開発・販売、催事販売
ファイヤーサイド株式会社	25	100.0	薪ストーブの輸入販売、アウトドア用品の企画開発・販売
日本出版貿易株式会社	430	73.9	出版物・雑貨等の販売及び輸出入業

- (注) 1. ※は当社子会社の議決権を含めた比率であります。
2. 当社は、2024年10月1日に日本出版貿易株式会社の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
3. 当社の完全子会社である株式会社ブックス・トキワ及び当社の連結子会社である株式会社らくだは、2025年2月1日を効力発生日として、株式会社ブックス・トキワを存続会社、株式会社らくだを消滅会社とする吸収合併を行いました。

②企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記「①重要な子会社の状況」に記載の21社を含む27社、持分法適用会社は9社であります。当連結会計年度の売上高は3,947億円（前連結会計年度比1.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は18億円（前連結会計年度比28.9%増）であります。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社は出版物等の卸売を主な事業とし、これに関連する物流、情報関連サービスを各部門で展開しております。

(8) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社	新宿区	九州支店	福岡市
北海道支店	札幌市	沖縄営業所	那覇市
東北支店	仙台市	トーハン西台雑誌センター	板橋区
静岡支店	静岡市	トーハン板橋センター	板橋区
北陸支店	金沢市	トーハン上尾センター	上尾市
名古屋支店	名古屋市	トーハン桶川センター	桶川市
大阪神戸支店	大阪市	トーハン和光センター	和光市
京都支店	京都市	トーハン三芳センター	入間郡
広島支店	広島市	トーハン川口センター	川口市
岡山四国支店	高松市		

（注）上記の他、本社内に東京支店・関東支店・甲信越支店が存在しております。

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
出版流通事業	2,097 ^名	22（減） ^名
不動産事業	20	3（減）
その他事業	17	2（増）
合計	2,134	23（減）

（注）従業員数については、出向者、パート、アルバイト、嘱託を含まない人数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
955 ^名	37（減） ^名	44.0 ^歳	20.0 ^年

（注）従業員数については、出向者、パート、アルバイト、嘱託を含まない人数であります。

(10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,185 百万円
株式会社みずほ銀行	4,320 百万円

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 270,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数（自己株式を含む） | 70,500,000株 |
| (3) 株主数 | 2,199名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社メディアドゥ	3,917千株	5.5%
株式会社講談社	3,715	5.2
株式会社小学館	3,609	5.1
トーハン従業員持株会	2,575	3.6
株式会社文藝春秋	1,988	2.8
株式会社旺文社	1,905	2.7
株式会社新潮社	1,812	2.5
株式会社三菱UFJ銀行	1,679	2.3
株式会社学研ホールディングス	1,532	2.1
株式会社集英社	1,397	1.9

（注）持株比率は自己株式（153,509株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
近 藤 敏 貴	代表取締役会長	日本図書普及株式会社取締役、株式会社東京堂社外取締役 一般財団法人出版文化産業振興財団理事長
川 上 浩 明	代表取締役社長	取次事業本部長
田 仲 幹 弘	取 締 役	情報・物流イノベーション事業本部長 株式会社九州雑誌センター代表取締役
小 野 晴 輝	取 締 役	海外事業本部長
松 本 俊 之	取 締 役	不動産事業本部長、財務特命担当 株式会社明文堂プランナー社外取締役
大 西 良 文	取 締 役	経営管理本部長兼関連事業本部長
堀 内 洋 一	取 締 役	書店事業本部長、取次事業本部 特販支社担当
齊 藤 貴	取 締 役	コンテンツ事業本部長 取次事業本部 CVS部門・営業仕入統括部門・図書館部門担当
赤 尾 文 夫	取 締 役	株式会社旺文社ファウンダー、公益財団法人ぐんま赤尾奨学財団理事長 公益財団法人赤尾育英奨学会理事長、学校法人アミックス国際学園理事長
柴 野 京 子	取 締 役	上智大学文学部新聞学科教授、一般社団法人出版者著作権管理機構理事 日本出版学会理事、国立国会図書館納本制度審議会委員
山 下 康 治	常 勤 監 査 役	学校法人香川栄養学園理事
谷 川 直 人	常 勤 監 査 役	
相 賀 昌 宏	監 査 役	株式会社小学館取締役会長
大 井 法 子	監 査 役	虎ノ門総合法律事務所パートナー、慶應義塾大学文学部文学研究科講師 有限会社日本ユニ著作権センター顧問、著作権学会理事 国際著作権法学会 日本支部理事兼事務局長

- (注) 1. 取締役赤尾文夫、柴野京子の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役相賀昌宏、大井法子の両氏は社外監査役であります。
3. 当社は執行役員制度を導入しており、2025年3月31日現在、14名の取締役および監査役の他に11名の執行役員が在任しております。
4. 取締役赤尾文夫氏は2025年4月1日に逝去により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

①当該事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	265 (10)	203 (10)	62 (-)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	28 (5)	23 (5)	4 (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	293 (16)	226 (16)	66 (-)	14 (4)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任いたしました監査役1名を含めており、無報酬の役員は除いております。
2. 役員退職慰労金制度については、2020年6月26日をもって廃止いたしました。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、当期の限界利益および経常利益であります。当該指標を選択した理由は、当該指標が当社の単年度の事業運営の成果への貢献度を総合的に評価できるものであり、役職員全員が共有できる客観的かつ定量的な指標であると考えているためであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して業績連動係数を乗じたもので算定されております。
4. 取締役および監査役の報酬額は、2020年6月26日開催の第73回定時株主総会において、取締役の報酬を年額42,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬を年額6,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は4名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長川上浩明に対し、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等の評価配分（各取締役の業績連動報酬の額）ならびに業務執行取締役の個人別の種類別報酬割合の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、業務執行取締役と非業務執行取締役（社外取締役を含む。以下同じ。）とで区別をし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、他方、非業務執行取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。なお、職務執行の対価として株式又は新株予約権等の金銭以外の報酬は支払わないこととする。

(ロ) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（現金報酬）とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(ハ) 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、利益業績を反映した現金報酬とし、前事業年度の限界利益および経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、月例で支給する。

(ニ) 基本報酬、業績連動報酬等の額の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の個人別の種類別報酬割合については、代表取締役が決定することとする。

なお、報酬構成比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝75：25（目標値を100%達成した場合）とする。

(ホ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項（決定の委任に関する事項）

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容を決定する権限について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等の評価配分（各取締役の業績連動報酬の額）ならびに業務執行取締役の個人別の種類別報酬割合とする。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- (イ) 取締役赤尾文夫氏は、株式会社旺文社のファウンダーであります。なお、株式会社旺文社は当社の主要な仕入先であります。
- (ロ) 取締役柴野京子氏は、上智大学文学部新聞学科の教授であります。なお、上智大学と当社との間には特別な関係はありません。
- (ハ) 監査役相賀昌宏氏は、株式会社小学館の取締役会長であります。なお、株式会社小学館は当社の主要な仕入先であります。
- (ニ) 監査役大井法子氏は、虎ノ門総合法律事務所のパートナーであります。なお、虎ノ門総合法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

②主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	赤 尾 文 夫	当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、主に出版業界における経験豊富な経営者の観点から発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	柴 野 京 子	当事業年度中に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、主にメディア産業・流通に関する専門的な知識と見識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	相 賀 昌 宏	当事業年度中に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に出版業界における経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。また、当事業年度中に開催された監査役会7回のうち7回に出席し、同様に発言を行っております。
監 査 役	大 井 法 子	2024年6月27日就任以降に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に法曹界における専門的な知識と経験に基づき発言を行っております。また、当事業年度中に開催された監査役会7回のうち7回に出席し、同様に発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額（百万円）	45
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（百万円）	45

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査と金融商品取引法上の監査に基づく監査報酬等の額を区分しておりませんので、これらを含めた合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合し、かつ取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 法令および定款に基づく取締役会の開催に加えて、常勤取締役および常勤監査役で構成される経営会議を月2回開催し、経営に関する重要な案件について意思決定を行う。
 - (ロ) 執行役員制度を採用し、執行役員の業務執行を取締役が監督することにより、責任の明確化、業務執行の効率化、迅速化を図る。
 - (ハ) 全ての従業員が業務を遂行するうえでの行動原則として「トーハン・コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令や企業倫理を遵守する体制を推進する。
- (ニ) 「コンプライアンス相談窓口」や「ハラスメント相談窓口」を社内に設置し、問題の早期発見や改善に向けた対策を行う。

②取締役の職務の執行にかかわる情報の保存・管理の体制

社内規程の定めるところにより保存、管理されるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程と体制

取締役は、子会社を含めて自己の担当する範囲においてリスクの把握と未然防止に努め、各部門における発生時の対応も含めたリスク管理を取締役と部門長の責任とする。

④企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役および監査役が重要な子会社の取締役または監査役を兼ねる体制としたうえで、経営管理部門に担当部署を置き、子会社の取締役の権限と報告義務を定めた社内規程を運用して企業集団としての指揮命令系統を整備するほか、内部監査部門は重要な子会社を対象に業務監査を実施する。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

内部監査部門を監査役の職務の補助にあてるが、監査役が専らその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、適切な人材を配置し、その独立性や指示の実効性を確保すべきものとする。

⑥取締役および使用人が監査役に報告する基準や方法についての体制

監査役は重要な会議に出席するものとする。子会社を含めた取締役および使用人は次の事項について監査役に報告をすべきものとする。

また、当該報告を行った使用人らに対する不利な取り扱いをこれを禁止し、その旨周知徹底する。

(イ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

(ロ) その他監査役が求めた事項

⑦監査役の職務の執行について生じる費用についての処理方針と手続

監査役から会社法第388条に基づき請求がなされた場合、担当部署は、当該請求が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これを速やかに処理するものとする。

⑧監査の実効性を確保するための体制

監査役は代表取締役や会計監査人と十分な意見交換を行うものとし、子会社を含めた取締役および使用人に対して協力を求めることができるものとする。

⑨反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求等に対しては明確に拒絶する。また、警察や弁護士等の外部専門家と積極的に連携を図り、問題への対処および情報収集に努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

①取締役の職務執行状況

当社は、当事業年度において取締役会を計14回開催しております。取締役会においては、取締役会規則に基づき、法令または定款に定められた事項および経営上の重要事項について、適正な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行について相互に監視・監督する機能を働かせております。

取締役会において選任された執行役員は、各々の領域において委譲された権限のもと、効率的かつ迅速的な業務執行を行っております。また、当該業務執行の内容については、当事業年度に開催された経営戦略会議において定期的に報告を受け、取締役が監督する体制を確保しております。

②監査役および内部監査部門の職務執行状況

監査役会は、当事業年度において計7回開催され、経営に関する重要な執行状況、監査に関する重要事項等について、内部監査部門および会計監査人と適宜連携を取りながら協議を行うとともに、必要事項について決議を行っております。

内部監査部門は、当社監査室において、内部監査規程に基づき業務活動の適正性および合理性等について監査を行っております。内部監査では、年次で策定する監査計画に沿って実施され、監査結果については、代表取締役に対して定期的に報告するとともに、被監査部門に対しても通知し、業務活動の支援を行っております。

③リスク管理体制の整備

当社は、グループ全体のリスクに対して、あらかじめ想定されるリスクを分析・評価して危機管理レベルを定め、段階に応じて対策本部を設置するなどの対応方針を策定するとともに、各部門に「危機管理担当」を設置し、その運用を定期的に確認する体制を整備しております。

④子会社に対する管理体制

当社は、経営管理部門に子会社の管理担当を設置し、社内規程に基づき、定期的に子会社より業績等の報告を受けるとともに、経営上の重要事項に関する協議を適切に行っております。

⑤法令遵守体制の推進

当社は、グループ全体の法令遵守を徹底することを目的として、以下の取り組みを行っております。

- (イ) 全ての従業員が業務を遂行するうえでの行動原則として「トーハン・コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、全社的な周知徹底を図っております。また、担当者の意識向上を目的とした研修を、継続して行っております。
- (ロ) 内部監査部門に設置されている「コンプライアンス相談窓口」では、相談者の秘匿、保護を図りつつ、従業員が抱える業務上の疑問や懸念に関する相談対応を、継続して行っております。
- (ハ) 総務人事部門に設置されている「ハラスメント相談窓口」では、「セクシャル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」などに関する相談対応を、継続して行っております。
- (ニ) 法務部門において、グループ全体のリーガルチェック体制を整備しております。契約書の事前審査制度や当社が主体となって実施する景品企画の事前審査制度を、継続して行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のため必要な内部留保資金を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としたうえで、自己株式の取得も株主還元策の一つとして位置づけて適宜実施してまいります。

この基本方針に基づき、2025年5月30日開催の取締役会において、当期の期末配当金につきまして、一株あたり5円とすることを決議いたしました。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	250,879	流 動 負 債	235,293
現 金 及 び 預 金	35,942	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	144,108
受 取 手 形	54	短 期 借 入 金	20,337
売 掛 金	117,286	賞 与 引 当 金	796
有 価 証 券	5,650	返 金 負 債	54,862
棚 卸 資 産	34,635	契 約 負 債	493
返 品 資 産	50,614	そ の 他	14,695
そ の 他	9,163	固 定 負 債	14,657
貸 倒 引 当 金	△2,468	預 り 保 証 金	2,228
固 定 資 産	103,101	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,451
有 形 固 定 資 産	71,551	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	104
建 物 及 び 構 築 物	37,733	資 産 除 去 債 務	753
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,837	長 期 借 入 金	5,631
土 地	27,975	繰 延 税 金 負 債	1,887
そ の 他	3,005	そ の 他	1,600
無 形 固 定 資 産	4,561	負 債 合 計	249,950
ソ フ ト ウ エ ア	4,341	純 資 産 の 部	
そ の 他	220	株 主 資 本	99,035
投 資 そ の 他 の 資 産	26,988	資 本 金	4,500
投 資 有 価 証 券	21,867	資 本 剰 余 金	1,143
長 期 貸 付 金	303	利 益 剰 余 金	93,521
長 期 未 収 金	1,078	自 己 株 式	△129
退 職 給 付 に 係 る 資 産	319	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,507
繰 延 税 金 資 産	268	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,083
そ の 他	4,817	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	432
貸 倒 引 当 金	△1,665	為 替 換 算 調 整 勘 定	△9
資 産 合 計	353,981	非 支 配 株 主 持 分	1,488
		純 資 産 合 計	104,030
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	353,981

連結損益計算書

(2024年 4 月 1日から
2025年 3 月31日まで)

科 目		金 額
		百万円
高価	394,722	
価	333,387	
益	61,334	
費	60,367	
益	967	
息	118	
益	849	
息	146	
損失	168	
費用	89	
益	1,532	
益	1,317	
益	408	
他	164	
失	883	
損	152	
等	71	
他	29	
税金等調整前当期純利益	2,286	
法人税、住民税及び事業税	1,437	
法人税等調整額	△1,062	
当期純利益	1,911	
非支配株主に帰属する当期純利益	39	
親会社株主に帰属する当期純利益	1,871	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資産の部		負債の部	
流動資産	228,233	流動負債	218,534
現金及び預金	28,108	支払手形	541
売掛資産	122,438	電子記録債権	5,166
有価証券	132	買掛金	134,179
図書未収入金	5,650	短期借入金	2,291
商蔵品	1,105	1年内返済長期借入金	2,550
前払費用	537	リース負債	8,528
未収収益	14,377	未払事業所税等	46
返品の資産	228	未払法人税等	4,455
その他当金	72	未払費用	40
	1,827	未払引当金	684
	49,415	預り金	4,353
	6,770	賞与引当金	1,349
	△2,432	返済の負債	498
		固定負債	53,578
固定資産	90,251	預り保証金	269
有形固定資産	57,120	長期リース債権	6,207
建物	33,174	退職給付引当金	1,759
構築物	404	長期未払金	86
機械装置	2,716	関係会社事業損失引当金	2,286
車両運搬具	13	資産除却負債	376
器具備品	724	繰延税金負債	218
土地	19,003	繰延税金負債	169
建設仮勘定	1,085	繰延税金負債	1,310
無形固定資産	4,313	負債合計	224,742
ソフトウェア	4,255	純資産の部	
その他の	57	株主資本	90,795
投資その他の資産	28,817	資本剰余金	4,500
投資有価証券	16,143	資本剰余金	1,130
関係会社株	11,522	資本準備金	1,130
差入保証金	670	利益剰余金	85,280
長期未収金	1,268	利益準備金	1,125
その他当金	971	その他利益剰余金	84,155
	△1,758	固定資産圧縮積立金	798
		別途積立金	80,181
		繰越利益剰余金	3,176
		自己株式	△115
		評価・換算差額等	2,947
		その他有価証券評価差額金	2,947
		純資産合計	93,743
資産合計	318,485	負債・純資産合計	318,485

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1日から
2025年 3 月31日まで)

科 目		金 額
		百万円
高 価	360,268	
上 原	317,534	
利 益	42,733	
総 一 般 管 理 費	42,932	
営 業 損 失	199	
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	134	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	1,014	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	33	
経 常 利 益	874	
特 別 利 益		
関係会社事業損失引当金戻入額	251	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15	
特 別 損 失		
関係会社事業損失引当金繰入額	166	
減 損 損 失	30	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	7	
固 定 資 産 除 却 損	7	
そ の 他 特 別 損 失	38	
税 引 前 当 期 純 利 益	890	
法人税、住民税及び事業税	624	
法 人 税 等 調 整 額	△635	
当 期 純 利 益	901	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

株式会社トーハン
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 福井 聡
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 槻 英明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーハンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーハン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

株式会社トーハン 監査役会

監査役(常勤) 山下 康 治◎

監査役(常勤) 谷 川 直 人◎

監 査 役 相 賀 昌 宏◎

監 査 役 大 井 法 子◎

(注) 監査役相賀昌宏及び監査役大井法子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

株式会社トーハン
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福井 聡
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 槻 英明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーハンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等の定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

株式会社トーハン 監査役会

監査役(常勤) 山下 康 治Ⓢ

監査役(常勤) 谷川 直 人Ⓢ

監査役 相賀 昌 宏Ⓢ

監査役 大井 法 子Ⓢ

(注) 監査役相賀昌宏及び監査役大井法子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都文京区関口二丁目10番8号

ホテル椿山荘東京 バンケット棟1階「胡蝶」

電話 (03) 3943-1111



※現在、冠木門は閉門しております。正面入口よりお越しください。

交通機関

地下鉄 有楽町線「江戸川橋」駅下車 1a出口 徒歩10分

JR・バス JR山手線「目白」駅前の横断歩道を渡り、左手のバス停「目白駅前」より都バス（白61系）新宿駅西口行き、または右手の「川村学園前」より都バス（白61系）ホテル椿山荘東京行き・新宿駅西口行きにて、「ホテル椿山荘東京前」下車。（所要時間10分）



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。